

目次

第1章 総則.....	4
第1条（約款の適用）.....	4
第2条（約款の変更）.....	4
第3条（用語の定義）.....	4
第4条（通話以外の通信の取扱い）.....	5
第2章 契約.....	5
第5条（IP 電話プラットフォームサービス等の細目）.....	5
第6条（IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の方法）.....	6
第7条（IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の承諾）.....	6
第8条（最低利用期間）.....	7
第9条（変更等の通知）.....	7
第10条（IP 電話プラットフォームサービス等の利用の一時中断）.....	7
第11条（契約者が行う IP 電話プラットフォームサービス等契約の解除）.....	7
第12条（当社が行う IP 電話プラットフォームサービス等契約の解除）.....	7
第13条（その他の提供条件）.....	8
第14条（収容区域及び加入区域）.....	8
第3章 第2種(050 番号)IP 電話契約.....	8
第15条（契約の単位）.....	8
第16条（第2種(050 番号)IP 電話契約申込を行うことができる者の条件）.....	8
第17条（第2種(050 番号)IP 電話番号）.....	8
第18条（IP利用回線による制約）.....	8
第3の2章 第1種(固定電話番号)IP 電話契約.....	9
第18の2条（契約の単位）.....	9
第18の3条（収容区域及び加入区域）.....	9
第18の4条（第1種IP電話契約申込を行うことができる者）.....	9
第18の5条（第1種(固定電話番号)IP電話専用ルーターの取扱い）.....	9

第18の6条(緊急通報について)	9
第18の7条 (第1種(固定電話番号)IP 電話番号)	9
第18の8条 (第1種(固定電話番号)IP 利用回線による制約)	9
第18の9条 (第1種(固定電話番号)IP 電話サービスの利用の一時中断)	10
第4章 付加機能	10
第19条 (付加機能の提供)	10
第20条(付加機能の廃止)	10
第21条 (付加機能の利用の一時中断)	10
第5章 利用中止等.....	10
第22条 (利用中止).....	10
第23条 (利用停止).....	10
第6章 通信.....	11
第24条 (通信の品質)	11
第25条 (ベストエフォートサービス利用回線による制約)	11
第7章 料金等.....	11
第26条(料金及び工事に関する費用)	11
第27条(料金の支払義務)	12
第28条 (工事費の支払義務)	13
第29条 (料金の計算方法及び支払い等)	13
第30条(割増金)	14
第31条(延滞利息)	14
第8章 保守.....	14
第32条 (維持責任).....	14
第33条 (契約者の切分責任)	14
第9章 損害賠償	15
第34条 (責任の制限)	15
第10章 雑則	15
第35条(承諾の限界)	15
第36条 (利用に係る契約者の義務)	15

第37条(特約条項等).....	17
第38条 (法令に規定する事項).....	17
第39条 (番号ポータビリティ).....	22
第40条 (協定事業者への通知).....	22
第41条 (電話帳).....	22
第42条 (電話番号案内).....	23
第43条 (番号情報の提供).....	23
第44条 (閲覧).....	23
第11章 附帯サービス.....	23
第45条 (附帯サービス).....	23
第46条(反社会的勢力等の排除).....	23
別記.....	24
1 IP 電話プラットフォームサービス等の提供区間.....	24
2 契約者の名義の変更.....	24
3 契約者の地位の承継.....	25
4 当社の維持責任.....	25
5 契約者に係る情報の利用.....	25
6 ルーターおよび IP 電話機の保守サポート.....	26
料金表.....	27
第1表 料金.....	28
「クラウド PBX エリア」及び「エリアひかり電話」サービス重要事項説明書.....	30
「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」インターネット接続サービス契約約款.....	40

「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款

施行 令和6年8月19日

IP電話プラットフォームサービス事務局

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

IP電話プラットフォームサービス事務局(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する電気通信サービスの「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」サービス(以下「IP電話プラットフォームサービス等」といいます。)に関し、IP電話プラットフォームサービス等 のIP電話プラットフォームサービス等 を利用する者(以下「契約者」といいます。)に対し、以下の通り約款(以下「本約款」といいます。)を定めます。

2 「ハイブリッドクラウドPBX」の第1種(固定電話番号)IP電話サービスはNTT東日本/西日本の提供するサービスに関する契約約款(「音声利用IP通信網サービス契約約款」)の規定を準用します。

3 「フルクラウドPBX」の第1種(固定電話番号)IP電話サービス並びに、第2種(050番号)IP電話サービスに関する契約約款は本約款の規定を準用します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP 電話プラットフォームサービス等	当社の通信網を使用して通話を行う電気通信サービス 「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」 (英文表記「Cloud PBX AREA」「AREA HIKARI DENWA」)
4 ハイブリッドクラウド PBX	第1種(固定電話番号)IP 電話サービスは NTT 東日本/西日本の「ひかり電話オフィス A(エース)」の光回線を SIP-SIP 接続で取り扱う電気通信サービス
5 フルクラウド PBX	第1種(固定電話番号)IP 電話サービス並びに、第2種(050番号)IP 電話サービスをも含め、取り扱う電気通信サービス
6 IP 電話プラットフォームサービス等取扱所	IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)に関する業務を行う当社の事業所

7 IP 電話プラットフォームサービス等契約者	当社から IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)の提供を受けるための契約者
8 第 1 種 IP 電話サービス	当社の通信網を第 1 種 IP 利用回線により提供する電話サービス
9 第 1 種 IP 電話契約	当社から第 1 種 IP 電話サービスの提供を受けるための契約
10 第 1 種 IP 電話契約者	当社と第 1 種 IP 電話契約を締結している者
11 第 1 種 IP 利用回線	第 1 種 IP 電話契約者に係るサービス利用回線
12 第 2 種 IP 電話サービス	当社の通信網を第 2 種 IP 利用回線により提供する電話サービス
13 第 2 種 IP 電話契約	当社から第 2 種 IP 電話サービスの提供を受けるための契約
14 第 2 種 IP 電話契約者	当社と第 2 種 IP 電話契約を締結している者
15 第 2 種 IP 利用回線	第 2 種 IP 電話契約者に係るサービス利用回線
16 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 第 1 種 IP 電話番号	電気通信番号規則 別表 電気通信番号の種別に規定される固定電話番号であり固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
18 第 2 種 IP 電話番号	電気通信番号規則 別表 電気通信番号の種別に規定される特定 IP 電話番号
19 第 1 種 IP 電話専用ルーター	第 1 種 IP 利用回線の終端に接続される端末設備
20 端末設備	電気通信回線設備の一端(第 1 種 IP 電話契約については相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)に接続される電気通信設備
21 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 サービス利用回線	当社電気通信設備と相互接続された契約者回線
24 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25 協定事業者	電気通信番号の指定を受け電気通信役務を提供する電気通信事業者

第4条 (通話以外の通信の取扱い)

IP 電話プラットフォームサービス等を利用して行う通話以外の通信(ファクシミリ通信)は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 契約

第5条 (IP 電話プラットフォームサービス等の細目)

IP 電話プラットフォームサービス等 には、別に定めるところにより規定する細目があります。

第6条 (IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の方法)

IP 電話プラットフォームサービス等 の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を IP 電話プラットフォームサービス等取扱所に提出していただきます。

- (1) IP 電話プラットフォームサービス等の細目に係る事項
- (2) その他 IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の内容を特定するための事項

2 取引確認書類の取得

契約者(最終利用者)の活動の拠点(固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る)が番号区画の区域内にあることの確認並びに必要な書類を取得します。

- イ. (対面取引)固定端末系伝送路設備の一端が設置される住所に赴くとともに「登記簿謄本(原本)」を用いて設置住所を照会する方法。
 - ロ. (非対面取引)「登記簿謄本(原本)」を用いて設置住所を照会后、関係書類を端末設置住所に送付(転送不要郵便)する方法。
- ハ. 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第4 本人特定事項の確認方法に準ずる方法。

第7条 (IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の承諾)

当社は、IP 電話プラットフォームサービス等契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 契約者は必ず、本約款と「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」サービス重要事項説明書と「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」インターネット接続サービス約款の内容を承諾した上で IP 電話プラットフォームサービス等契約の申込書を提出していただきます。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その IP 電話プラットフォームサービス等契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP 電話プラットフォームサービス等契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約者が、IP 電話プラットフォームサービス等 に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約者に係る電気通信サービスが利用停止されている、又は電気通信サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 反社会的勢力であること、または反社会的勢力との関わりがあることが判明したとき。
- (6) 当社役務を用いた 犯罪行為等を防止するために当社が契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により契約の申込みを承諾しない旨の措置要請があったとき。
- (7) その他 IP 電話プラットフォームサービス等 に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（最低利用期間）

IP 電話プラットフォームサービス等 については、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間がある場合があります。

第9条(変更等の通知)

契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP 電話プラットフォームサービス取扱所に通知していただきます。

- (1) IP 電話プラットフォームサービス等 の細目に係る変更
- (2) 契約者住所の変更
- (3) 通信料金等請求書の送付先の変更

2 当社は、前項の通知の内容が第7条(IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の承諾)第3項(1)～(7)に該当するときは、第11条(契約者が行う電話サービス等契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注)当社は、第1項(2)契約者住所の変更の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

第10条（IP 電話プラットフォームサービス等の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、IP 電話プラットフォームサービス等 の利用の一時中断(その IP 電話プラットフォームサービス等契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第11条（契約者が行う IP 電話プラットフォームサービス等契約の解除）

契約者は、IP 電話プラットフォームサービス等契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ IP 電話プラットフォームサービス等取扱所に書面により通知していただきます。

第12条（当社が行う IP 電話プラットフォームサービス等契約の解除）

当社は、次の場合には、その IP 電話プラットフォームサービス等契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第23条(利用停止)の規定により IP 電話プラットフォームサービス等 の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 当社が、契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

(4) 契約者が、第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が IP 電話プラットフォームサービス等 に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

第13条(その他の提供条件)

当社が提供する IP 電話プラットフォームサービス等 の提供区間を別記1に、電話サービス等契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第14条 (収容区域及び加入区域)

当社は、別に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

第3章 第 2 種(050 番号)IP 電話契約

第15条 (契約の単位)

当社は、1の第 2 種(050 番号)IP 利用回線につき1の第 2 種(050 番号)IP 電話契約を締結します。この場合、第 2 種(050 番号)IP 電話契約者は、1の第 2 種(050 番号)IP 電話契約につき1人に限ります。

第16条 (第 2 種(050 番号)IP 電話契約申込を行うことができる者の条件)

第 2 種(050 番号)IP 電話契約の申込みを行うことができる者は、当社が定める第 2 種 IP 利用回線を別に契約する者に限ります。

第17条 (第 2 種(050 番号)IP 電話番号)

第 2 種(050 番号)IP 電話サービスの第 2 種(050 番号)IP 電話番号は、当社が定めるところにより第 2 種(050 番号)IP 電話契約者に付与し、その他の提供条件は第 1 種(固定電話番号)IP 電話番号に準用して取り扱います。

2 第 2 種(050 番号)IP 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、第 2 種(050 番号)IP 電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

第18条 (IP利用回線による制約)

第 2 種(050 番号)IP 電話契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等に定めるところにより、第 2 種(050 番号)IP利用回線を使用することができない場合においては、第 2 種(050 番号)IP 電話サービスを利用することができません。

第3の2章 第1種(固定電話番号)IP電話契約

第18の2条 (契約の単位)

当社は、1の第1種(固定電話番号)IP利用回線につき1の第1種(固定電話番号)IP電話契約を締結します。この場合、第1種(固定電話番号)IP電話契約者は、1の第1種(固定電話番号)IP電話契約につき1人に限りません。

第18の3条 (収容区域及び加入区域)

当社は、別に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

第18の4条 (第1種IP電話契約申込を行うことができる者)

第1種(固定電話番号)IP電話契約の申込みは、当社が別に定める第1種(固定電話番号)IP利用回線をご利用に限ります。

第18の5条 (第1種(固定電話番号)IP電話専用ルーターの取扱い)

第1種(固定電話番号)IP電話契約者は、第1種(固定電話番号)IP電話利用回線の終端場所の住所等別途定める事項を報告していただきます。変更する場合も同じとします。

2 第1種(固定電話番号)IP電話契約者は、前項により届出た第1種(固定電話番号)IP利用回線の終端場所の住所へ第1種IP(固定電話番号)電話専用ルーターを設置するものとします。

第18の6条(緊急通報について)

第1種(固定電話番号)IP電話契約者は、第1種(固定電話番号)IP電話契約において110番、118番、119番(緊急通報)への接続をしておりません。第1種IP電話契約者にて別途緊急通報できる回線をご用意頂くことが第1種(固定電話番号)IP電話をご利用頂く条件とします。

第18の7条 (第1種(固定電話番号)IP電話番号)

IP電話サービスの第1種(固定電話番号)IP電話番号は、当社が定めるところにより第1種(固定電話番号)IP電話契約者に付与します。

2 第1種(固定電話番号)IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、第1種(固定電話番号)IP電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

第18の8条 (第1種(固定電話番号)IP利用回線による制約)

第1種(固定電話番号)IP電話契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等に定めるところにより、第1種(固定電話番号)IP利用回線を使用することができない場合においては、第1種(固定電話番号)IP電話サービスを利用することができません。

第18の9条（第1種(固定電話番号)IP電話サービスの利用の一時中断)

当社は、次の場合には、第1種(固定電話番号)IP電話サービスの利用の一時中断を行いません。

- (1) 第1種(固定電話番号)IP電話契約者が第18の5条1項の規定による第1種(固定電話番号)IP電話専用ルーター以外の機器を設置したことを当社が知ったとき。
- (2) 第1種(固定電話番号)IP電話契約者が第18の5条2項の規定により当社へ届け出た設置場所住所以外に当社へ届けることなく第1種(固定電話番号)IP電話専用ルーターを移動したことを当社が知ったとき。

第4章 付加機能

第19条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、その電話サービス等契約について料金表により付加機能を提供します。

第20条(付加機能の廃止)

当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第21条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、付加機能を利用している契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第5章 利用中止等

第22条（利用中止）

当社は、次の場合には、IP電話プラットフォームサービス等又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) IP電話プラットフォームサービス等契約に係る電気通信サービスが利用中止になったとき。

2 当社は、前項の規定によりIP電話プラットフォームサービス等又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのIP電話プラットフォームサービス等の利用を停止することがあります。

(1) IP 電話プラットフォームサービス等契約に係る電気通信サービスが利用停止になったとき。

2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第12条(当社が行う IP 電話プラットフォームサービス等契約の解除)第1項第1号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その IP 電話プラットフォームサービス等 の利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりその IP 電話プラットフォームサービス等 の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、当社役務が犯罪行為等を防止するために、利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき、当社役務の一部又は全部の利用停止および契約の解除をすることがあります。また、警察機関から申込みを承諾しない旨の措置要請が存在したときも同様とします。この場合もしくはその他法令の定めにより、当社は警察機関に対し契約者に係る情報(氏名、住所等)を通知することがあります。

第6章 通信

第24条 (通信の品質)

通信の品質については、その IP 電話プラットフォームサービス等 の利用形態等により変動する場合があります。

第25条 (ベストエフォートサービス利用回線による制約)

契約者は、サービス利用回線が全く利用できない状態となる場合(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、そのサービス利用回線に係る通信ができないことがあります。

ベストエフォートサービス利用回線(契約者のインターネット接続回線、当社指定のインターネット接続回線を含む、電気通信相互接続先事業者(NTT 東日本/西日本、楽天モバイル、NTT コミュニケーションズ、KDDI 回線)を含む、通話先の接続事業者回線)を指します。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第26条(料金及び工事に関する費用)

当社が提供する IP 電話プラットフォームサービス等 に係る料金は、別に定めるところにより規定する料金とします。

2 当社が提供する IP 電話プラットフォームサービス等 に係る工事に関する費用は別に定めるところにより規定する工事費とします。

第2節 料金の支払義務

第27条(料金の支払義務)

契約者は、その IP 電話プラットフォームサービス等契約に基づいて当社が IP 電話プラットフォームサービス 又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により IP 電話プラットフォームサービス等 又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、IP 電話プラットフォームサービス等 又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)又は付加機能を全く利用できない状態(当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、8 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)又は付加機能についての料金
2 当社の故意又は重大な過失により、その IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)又は付加機能についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 契約者は、IP 電話プラットフォームサービス等 レンタル品を紛失した場合、または契約者の過失により故障した場合は、紛失または故障時までの IP 電話プラットフォームサービス等 利用期間の長さに応じ、下の金額に消費税相当額を加算した額を、当社が別途定める方法により支払うものとします。

IP 電話プラットフォームサービス等(「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」)利用期間	支払いを要する金額
1 年未満	定価で購入した場合の全額
1 年以上～2 年未満	定価の 90%
2 年以上～3 年未満	定価の 80%
3 年以上～4 年未満	定価の 70%
4 年以上～5 年未満	定価の 60%
5 年以上～6 年未満	定価の 50%
6 年以上～7 年未満	定価の 40%
7 年以上～8 年未満	定価の 30%
8 年以上～9 年未満	定価の 20%
9 年以上	定価の 10%

※定価の定義・・・時価(過去ではなく、現在設定されている価格)を定価とします。

5 IP 電話プラットフォームサービス等 機器購入費または、機器購入をリース契約等では、免責として利用の一時中断、利用停止があった場合、これに含まないものとします。

第28条（工事費の支払義務）

契約者は、IP 電話プラットフォームサービス等 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に定めるところにより規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその IP 電話プラットフォームサービス等 契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第29条（料金の計算方法及び支払い等）

「クラウド PBX エリア®」 「エリアひかり電話®」 は商標又は登録商標です。

料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

第30条(割増金)

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第31条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第8章 保守

第32条 (維持責任)

以下の各号に規定する業務は当社の保守・運用の範囲外のものであり、当社は以下の各号に規定する義務を負うものではありません。

- (1)契約者の設備又は契約者の責に帰すべき事由に起因する故障の修理
- (2)サービス利用回線故障の修理
- (3)停電、天変地異その他、その当事者の合理的な予測と管理の範囲を超える事由に起因する端末機器故障の修理

第33条 (契約者の切分責任)

契約者は、自営電気通信設備及び自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に故障の申告を行うものとします

2 当社が技術員を派遣しまたは技術員の派遣を手配した結果、故障の原因が自営電気通信設備、自営端末設備で契約者の責に帰すべき事由によることが判明したときは、契約者が派遣に要した費用を別途負担するものとします。

3 当社が提供する料金表に定めたルーター及び IP 電話機の保守サポートの提供条件については、別記6に定めるものとします。

第9章 損害賠償

第34条（責任の制限）

当社は、IP 電話プラットフォームサービス等 を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その IP 電話プラットフォームサービス等 が全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての内線通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、8 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。ただし、電話回線(NTT 東日本/西日本ひかり電話)及び、サービス利用回線(契約者のインターネット接続回線、当社指定のインターネット接続回線を含む、電気通信相互接続先事業者(NTT 東日本/西日本、楽天モバイル、NTT コミュニケーションズ、KDDI 回線)を含む、通話先の接続事業者回線)に起因する事象により IP 電話プラットフォームサービス等 が全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、IP 電話プラットフォームサービス等 が全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 IP 電話プラットフォームサービス等 に係る料金表第1表(料金)に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

契約者に生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、機会損失、結果責任等について当社は一切の責任を負うものではありません。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び4の規定に準じて取り扱います。

第10章 雑則

第35条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第36条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま設置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。

第36条の2（自己責任の原則）

契約者は、IP 電話プラットフォームサービス等 の利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が IP 電話プラットフォームサービス等 の利用に伴い第三者から損害を受けた場合においても同じとします。

3 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第36条の4(情報の管理)

契約者は、契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他、IP 電話プラットフォームサービス等 を利用する権利を認識するに足りる情報(契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他、IP 電話プラットフォームサービス等 を利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある端末設備、自営端末設備及び自営電気通信設備を含みます。以下「接続情報等」といいます。)を自己の責任において管理するものとします。

5 接続情報等の使用上の過誤または第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

6 契約者は、IP 電話プラットフォームサービス等 の接続情報等により IP 電話プラットフォームサービス等 が利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。

第36条の7（免責・責任）

当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が IP 電話プラットフォームサービス等 の利用(利用不能も含みます。以下本条について同じとします。)に関して被った損害についてはいかなる責任も負わないものとします。

国際電話の不正発信被害については、当社が指定するオートプロビジョニングが機能する「フルクラウド PBX」標準構成で利用している通話分は、被害が発生したとしても契約者へは請求致しません。ただし、他社の電気通信設備に接続される場合「ハイブリッドクラウド PBX(ひかり電話回線とその電話番号)」等はその限りではありません。

8 契約者が電話番号の設定が自由にできるよう、SIP 通信のアカウントとパスワードを発行、もしくは SIP-URI の形で利用可能にする事は致しておりません。当社が提供しないと約款で定めていることを、契約者の行為により勝手に出来る様にされた場合、契約を解消させていただくと共に、電話の不正発信被害やその他損害が発生した場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。

9 契約者が IP 電話プラットフォームサービス等 を利用することにより第三者との間で生じた紛争に関しては、契約者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第37条(特約条項等)

当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で、IP 電話プラットフォームサービス等 の提供をすることがあります。この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

第38条 (法令に規定する事項)

IP 電話プラットフォームサービス等 の提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に規定のある事項については、別記4及び5に定めるところによります。

(第3 利用者設備識別番号に関する事項)

電気通信番号		電気通信番号により 識別する電気通信 設備又は提供すべ き電気通信役務の 種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信 番号の種 別	電気通信番 号の構成		
固定電話 番号	ABCDEF GHJ (ただし、英 字は十進数 字とし、AB CDEは、市 町村の区域 を勘案して 別表第1に 定めるところに 従い、 総務大臣の 指定により 電気通信事 業者ごとに	固定端末系伝送路 設備及び当該設備 に接続される利用 者の端末設備等(特 定接続電話番号に より識別するものを 除く。)	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 2 電話転送役務(発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。)を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、か

	<p>定めるものとする。)</p>	<p>つ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。</p> <p>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする</p> <p>1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。2において同じ。))を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 1の規定によるもののほか、利用者(電気通信事業者である者を除く。)が、FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第1条第2項第7号に規定するFTTHアクセスサービスをいい、FTTHアクセスサービスと一体的にIP電話(同項第4号に規定するIP電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。))を提供するものに限る。以下この2において同じ。)の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合(当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。)においては、現に当該利用者が提供を受けているIP電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1)固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者</p> <p>(2)固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者(変更前の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受ける者に限る。)</p>
--	-------------------	---

			<p>第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</p> <p>1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。</p> <p>2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第 41 条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。(注2)</p> <p>3 別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、固定端末系伝送路設備と端末設備等との間の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備等の設置場所、端末設備等の設置場所又は端末系交換設備と伝送路設備(専用設備に限る。)との間の接続の分界点の地点が含まれること。</p> <p>4 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>5 次に掲げるいずれかの方法((1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。)により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>(1)直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網(当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。)を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法</p> <p>(2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(ENUM方式に限る。)</p> <p>6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者(最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。以下この欄及び別表第4において同じ。)が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。</p>
--	--	--	--

			<p>7 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用(他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。)して電気通信役務を提供する場合は、1から6までに於いて電気通信事業者間における取決めを行うこと。</p> <p>第4 電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。)を提供する者にあつては、次のとおりとする。</p> <p>1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。</p> <p>(1)別表第4に定める方法により、本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4において同じ。)の確認を行うこと。</p> <p>(2)活動の拠点(固定端末系伝送路設備(電話転送役務に使用される固定電話番号により識別されるものに限る。以下この(2)において同じ。)の一端が設置されるものに限る。)が、番号区画(別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であつて、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第4において同じ。)の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあつては、活動の拠点(固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る。)及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。</p> <p>2 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点到設置されていることを確認すること。</p> <p>3 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送役務を除く。)の提供を受けている最終利用者に対して、当該電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備(最終利用者の活動の拠点到その一端が設置されたものに</p>
--	--	--	---

			<p>限る。)を使用して電話転送役務を提供する場合にあっては、2の規定は適用しない。</p> <p>4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置(当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。)が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。</p> <p>5 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認(電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)が行われているものである場合は、この限りでない。</p> <p>6 発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。</p> <p>7 着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。</p>
特定 IP 電話番号	050CDEF GHJK (ただし、英 字は十進数 (ただし、英 字は十進数 し、CDEF は総務大臣 の指定によ り電気通信	音声伝送役務(利用 者の端末設備等をイ ンターネットプロト コルを使用してパケ ット交換網に接続す るものに限る。)及 び当該役務に係る 利用者の端末設備 等ただし、FMC電 話番号により識別す	<p>自ら指定を受けて特定IP電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</p> <p>1 呼の制御機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>3 特定総合品質を満たすこと。</p>

	事業者ごとに定めるものとする。)	る電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別することができる。	<p>4 特定総合品質を満たさない形での端末設備等の接続がなされないための措置を講ずること。</p> <p>5 特定IP電話番号を使用してFMC電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別する場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1)利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</p> <p>(2)利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。</p> <p>(3)利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備に接続する場合、接続する設備の別及び当該端末系伝送路設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先立って発信者へ通知するための措置を講ずること。</p>
--	------------------	---	---

第39条（番号ポータビリティ）

最終利用者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者から最終利用者に付与された電気通信番号(固定電話番号に限ります。)を変更することなく、当社の電話サービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) 契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

第40条（協定事業者への通知）

当社は協定事業者から要請があったときは、契約者の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第41条（電話帳）

当社は、電話サービス等利用契約者から請求があったときは、当社が付与した第1種IP電話番号を電話帳(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。)に掲載します。

第42条（電話番号案内）

当社は、電話サービス等利用契約者から請求があったときは、当社が付与した第1種IP電話番号を、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

第43条（番号情報の提供）

当社は、電話サービス等利用契約者から請求があったときは、当社の番号情報（電話帳（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳を言います。）記載又は電話番号案内に必要な情報の規定により電話帳掲載及び番号案内を行うこととなった加入電話番号に係る情報に限り、）について番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベースをいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項に規定により登録した番号情報は電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

（注1）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への情報を停止する措置を行います。

（注2）電気通信番号案内を行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

第44条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

第45条（附帯サービス）

IP電話プラットフォームサービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第46条（反社会的勢力等の排除）

契約者は、IP電話プラットフォームサービス等 本契約の申込時点において、自己を実質的に支配する者、またはその代理・媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことおよび過去においても反社会的勢力でなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 契約者は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係を有する者(以下、「反社会的勢力等」という)と次のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

- (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 契約者は前各項の表明、確約に反する事実が判明したとき、当社は催告を要せず即時本契約を解除することができる。

5. 前項により本契約が解除された場合、当社はその契約者に損害が生じても一切の責任を負担しない。また、その契約者は本契約の解除により当社が被った損害を賠償する。

別記

1 IP 電話プラットフォームサービス等の提供区間

(1) 当社が提供する IP 電話プラットフォームサービス等の提供区間は、次のとおりとします。

- ア サービス利用回線の終端相互間のもの
- イ サービス利用回線の終端からサービス接続点間のもの

2 契約者の名義の変更

(1) 契約者がその IP 電話プラットフォームサービス等 契約の名義を変更する場合には、当社所定の書面に、名義の変更を証明する書類を添えて、契約事務を行う当社の IP 電話プラットフォームサービス等取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、届出のあった変更後の名義人が第7条(IP 電話プラットフォームサービス等契約申込の承諾)第2項第2号に該当する場合を除き、届出の書面に記載された時刻に名義の変更があったものとして取り扱います。

3 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて IP 電話プラットフォームサービス等取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

5 契約者に係る情報の利用

(1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報(申込時又は IP 電話プラットフォームサービス等提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号等の全ての個人情報を含みます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア 契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の契約者に対する取扱い業務

イ 課金計算に係る業務

ウ 料金請求に係る業務

エ 市場調査及びその分析

オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

カ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対し契約者に係る個人情報を提供すること

キ 情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知

ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

(2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下同じとします。)第 23 条第4項に定めるものをいいます。)を行う場合においては、契約者に係る情報を(1)のアからオ及びキ

(アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。)に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

(3) (2)の場合において、当社の統括情報資産管理責任者は、当該電話等契約者に係る情報について責任を有するものとします。

(4) 契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注1)プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報の取り扱いに関する方針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

6 ルーターおよび IP 電話機の保守サポート

IP 電話プラットフォームサービス等 については、料金表第1表(料金)に係る申込みを行われた契約者は、(1)～(11)に定めるところにより当社が契約者に行う保守サポート内容に同意していただきます。

(保守サポート内容)

(1) 保守サポートは、契約者が当社に対し、契約の申込みを行い、当社が保守サポート対象設備として出荷・設置した設備に限ります。

(2) 保守サポートは、利用開始時に契約することで、クラウド PBX サービスの接続に必要なセットアップ作業も含まれます。契約の無い、通信機器は保守サポートに含まれません。

(3) 保守サポートは、保守対象設備とクラウド PBX サービスの運用に関する通信機器に対して技術サポートを提供します。

(4) 保守サポートは、クラウド PBX サービスの利用環境に関する、電話サポートと、電話でのサポートでは当初設置時の状態までの復旧が困難と当社が判断した際の駆けつけ保守までを提供します。

※クラウド PBX サービスにはクラウド側に Web 管理画面が用意されており、保守サポート提供時には保守サービス契約者に許可をいただくことで、クラウド側の Web 管理画面へ当社がアクセスを行い設定内容の確認・変更操作などトラブルの復旧作業を行います。

(5) 保守サポートには、対象設備にハードウェア故障(電源コード、ケーブル類を含む)が発生した場合、代替交換することも含まれますが、代替品は、Reuse 品となります。

(6) 故障交換品のデータ(設定、記録等)は、当初設置時の状態で扱われます。後の変更や更新は含まれません。

(7) 保守サポートの責任分界点とするインターネット回線を収容する通信設備端子盤及び回線終端装置から保守対象設備までの間において復旧を行います。

- (8)保守サポートの責任分界点とするインターネット回線及び、クラウド PBX との接続品質についてはベストエフォート型のサービスであるため、ネットワークの混雑時や異常などによる、通信の伝送帯域・速度低下などによる音声通話品質を保証するものではありません。
- (9)保守サポートの責任分界点とする無線の音声通話品質については、ご利用環境(電波干渉や遮蔽物など)によって正常に動作しないことがあります。
- (10)保守サポートは、自然故障の範囲となり、故意による破損、停電などの外的要因や天変地異(地震、雷等)、火災、指定以外の使用電源(電圧・周波数)による故障、損害はサポート対象外です。
- (11)保守サポートは、充電器、バッテリーなどの消耗品については故障切り分けまでとなります。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその電話サービス等契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。

(端数処理)

- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

- 3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 4 当社は、当社に特別の事情がある場合は、3の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 5 当社は、料金又は工事に関する費用について、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付しません。

(課金通話料金)

- 6 契約者は請求通知が当社から到着した日から支払期日、又は請求対象月の翌月の月末最終日までに、当社に、申し出をしなければ請求内容を受領したものとします。

課金通話料金の明細は IP 電話プラットフォームサービス等の契約者が Web 管理画面(以下、「Web UI」といいます。)の管理者権限でアクセスしていただくことで CSV 形式での課金通話履歴請求明細ダウンロードが出来ます。ダウンロードできるのはアクセスした月の1ヶ月前までの課金通話履歴請求明細となります。

ただし、「ハイブリッドクラウド PBX(ひかり電話回線とその電話番号)」課金通話料金は、ひかり電話ご契約先の扱いとなります。Web UI の管理者権限でアクセスしていただくことで管理画面(Web UI)での通話履歴閲覧(通話金額は非表示)を確認することが出来ますが、課金通話履歴請求明細ダウンロードには記載されません。

(消費税相当額の加算)

7 第27条(料金の支払義務)及び第28条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第 63 条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。

(注)当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載します。

8 7 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

第1表 料金

1 適用

料金の適用については、第27条(料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金の適用

別に定める料金表(料金)に規定する料金とします。

料金決済代行

当社の定める料金収納代行サービスを利用の契約者は、別途定めるところによります。なお、料金収納代行サービス会社の定める支払期限内に料金の支払いが完了されない場合、当社より料金を請求する場合があります。また当社は、IP 電話プラットフォームサービス等の提供を中止し、解約処理をすることがあります。

附 則

(約款の適用)

(実施期日)

この約款は、令和5(2023)年5月8日より適用・実施します。

(実施期日)

この約款は、令和5(2023)年12月21日より適用・実施します。

(実施期日)

この約款は、令和6(2024)年8月19日より実施します。

「クラウド PBX エリア」及び「エリアひかり電話」サービス重要事項説明書

1. 本説明書の取扱い

本「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」サービス重要事項説明書(以下、「エリア重要事項説明書」といいます。)は、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」サービス(以下、「IP電話プラットフォームサービス等」といいます。)のお申込に際し、お客様へご説明の必要な重要事項を記載したものです。本内容の記述と関連する法令・規則、契約約款、規約、料金表、プライバシーポリシー等に差異がある場合、また記述のない事項については、関連する最新の法令・規則、契約約款、規約、料金表、プライバシーポリシーが適用されます。

2. IP電話プラットフォームサービス等サービスについて

2.1 IP電話プラットフォームサービス等 サービスは、当社が提供するIP電話サービスです。「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」インターネット接続サービス契約約款に規定しています。

2.2 IP電話プラットフォームサービス等 ハイブリッド クラウドPBX(以下「ハイブリッドクラウドPBX」)をご利用いただくために必要なサービス利用回線(フレッツ光ネクスト回線)、インターネット接続サービス(IPv4)、ひかり電話オフィスA(NTT東日本株式会社およびNTT西日本株式会社(以下 NTT 東西)が提供する法人向けIP電話サービス)、お客様宅内の電源、配線、ネットワーク機器、端末(IP電話機等)は、お客様の責任および費用でご用意願います。なお、当社は、IP電話プラットフォームサービス等 をご利用のお客様へインターネット接続サービス、ネットワーク機器・端末等の提供を行なっています。

※NTT 東西が提供する「フレッツ 光クロス」ではハイブリッドクラウド PBX をご利用いただくことはできません。

※ひかり電話(ひかり電話オフィスではないサービス)と、ひかり電話対応アダプター(OG・VG オフィスゲートウェイ)ではハイブリッドクラウド PBX をご利用いただくことはできません。

2.3 IP電話プラットフォームサービス等 フルクラウドPBX(以下「フルクラウドPBX」)をご利用いただくために必要なサービス利用回線(フレッツ光ネクスト回線)、インターネット接続サービス(IPv4)、お客様宅内の電源、配線、ネットワーク機器、端末(IP電話機等)は、お客様の責任および費用でご用意願います。なお、当社は、IP電話プラットフォームサービス等 をご利用のお客様へインターネッ

ト接続サービス、ネットワーク機器・端末等の提供を行なっています。

※NTT 東西が提供する「フレッツ 光クロス」ではフルクラウド PBX をご利用いただくことはできません。

2.4 インターネット環境に接続するハイブリッドクラウドPBX(NTT 東西のひかり電話オフィスA 0ABJ-IP電話)とフルクラウドPBX (050-IP電話)と現在ご利用の東京03などの電話番号を継続利用できる (0ABJ-IP電話)を用意しています。標準的なビジネス電話の機能に加え、有償、無償のオプションサービスがご利用できます。

ハイブリッドクラウド PBX の 0ABJ-電話は NTT 東西の提供するサービスに関する契約約款 (「音声利用IP通信網サービス契約約款」)の規定を準用します。

2.5 IP電話プラットフォームサービス等 は、日本国内であればサービス提供地域に制限はありません。フルクラウドPBXでは、0ABJ番号利用は、東京(03)、千葉(043)、川崎(044)、横浜(045)、さいたま(048)、名古屋(052)、大阪(06)地域での提供になります。サービス利用回線やお客様のネットワーク環境によりご利用できないことがあります。

2.6 IP電話プラットフォームサービス等 では、一部接続できない電話番号があります。詳細は、当社のクラウドPBXエリア ウェブサイト(www.cloudpbx.ne.jp/)、エリアひかり電話 ウェブサイト(www.ひかり電話.jp)を参照願います。なお、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」ウェブサイトには、プランのご案内、機能一覧、通話料金に加え、契約約款、プライバシーポリシー等を掲載しています。

2.7 海外でのIP電話プラットフォームサービス等の利用は許可しておりません。海外での利用を当社が知ったときIP電話サービスの利用の一時中断を行ないます。なお、当社はその契約者に損害が生じても一切の責任を負担しない。

3. 緊急通報について

3.1 IP電話プラットフォームサービス等 は、110、118、119番(緊急通報)への接続をサポートしていません。お客様で、別途緊急通報のできる回線をご用意願います。

4. インターネット接続サービスおよび0120サービスについて

4.1 IP電話プラットフォームサービス等 をご利用のお客様へインターネット接続サービスを提供しています。IP電話プラットフォームサービス等 は、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」インターネット接続サービス(以下、「エリアISP接続サービス」といいます。))のご利用が条件となります。IP

電話プラットフォームサービス等 以外の利用に係わるサポートはいたしかねます。なお、エリアISP 接続サービス は、インターネット接続(PPPoE接続)以外のメールサービス等の提供は行なっていません。

4.2 固定IPアドレスは、ご利用できるエリアに制限があります。移転等により、当初お申し込み頂いた地域以外でご利用になる場合、別途新たにエリアISP接続サービスの申し込みが必要となる場合があります。

4.3 IP電話プラットフォームサービス等 をご利用のお客様は、0120/0800番号サービス規約に規定する0120/0800番号サービス(着信課金)をご利用いただけます。導入までの期間は、申込み日から通常20営業日となります。

5. 電話番号について

5.1 ハイブリッドクラウドPBXでご利用いただく電話番号はNTT 東西が提供する光ファイバーを利用した光IP電話サービス(以下「ひかり電話」)が総務省から割り当てを受けた番号を付与します。国内電話(一般電話・IP電話・携帯電話)との通話は、ひかり電話の交換機を介して接続します。

5.2 フルクラウドPBXでご利用いただく電話番号は、ZIP Telecom株式会社(以下 ZIP Telecom)が総務省から割り当てを受けた番号を付与します。国内電話(一般電話・IP電話・携帯電話)との通話は、ZIP Telecom の交換機を介して接続します。

5.3 お客様に提供する電話番号は、050番号(全国)、0ABJ番号(エリア等の制限あり)の番号になります。

5.4 ハイブリッドクラウドPBXで0ABJ番号を提供できるエリアは全国、フルクラウドPBXで0ABJ番号を提供できるエリアは、東京(03)、名古屋(052)、大阪(06)、千葉(043)、川崎(044)、横浜(045)、さいたま(048-1XXX、6XXX、7XXX、8XXX)になります。さいたまは、埼玉県上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市、蓮田市、北足立郡が該当します。それ以外の市外局番が048のエリア(川口市、熊谷市、草加市等)での提供はできません。

5.5 0ABJ番号の提供は、NTT 東西が提供するフレッツ光ネクストサービス(IPv4)をご利用のお客様で、エリアISP接続サービスならびに、専用ルーターのご利用が条件になります。ハイブリッドクラウドPBXは上記に加え、NTT 東西が提供する、ひかり電話オフィスAのご利用が条件になります。なお、提供する専用ルーターをお客様のお申込のあった0ABJ番号エリア内に設置していただき、お客様の端末の設置場所の情報を当社が自動的に確認いたします。

5.6 OABJ番号をご利用のお客様が他のエリアまたはエリア外に移転されたため、専用ルーターを撤去されたり移設された場合には、番号の継続利用はできなくなります。

5.7 専用ルーターに設定する エリアISP接続サービス のアカウント情報は、お客様に開示いたしません。設定変更が必要な場合には、当社が有償で実施します。

6. 番号ポータビリティおよび電話番号帳・番号案内(TDIS 登録)について

6.1 ハイブリッドクラウドPBXはひかり電話オフィスAご利用のお客様がNTT 東西とご契約できる電話番号が対象となります。

6.2 フルクラウドPBXはサービスで提供可能な OABJ番号と番号ポータビリティサービスをご利用のお客様が対象になります。

6.3 番号ポータビリティサービス(現在ご利用の電話番号を継続利用できるサービス)をご利用できる電話番号は、IP電話プラットフォームサービス等 で提供可能な OABJ番号エリアの電話番号であって、お客様がご利用中の NTT 東西の一般加入電話、ISDN ならびに番号ポータビリティされた電話番号が対象になります。(2025年1月以降は双方向番号ポータビリティが対象となります)

6.4 050IP電話番号は番号ポータビリティできません。

6.5 番号ポータビリティサービスをご利用のお客様が、IP電話プラットフォームサービス等 を解約された場合であって、住所を移転された場合には、番号を継続することができない場合があります。

6.6 IP電話プラットフォームサービス等 が提供する OABJ番号および番号ポータビリティした OABJ番号は、NTT 東西が提供する TDIS(番号情報データベースシステム)に登録すると、NTT 東西が発行する電話番号帳への掲載、NTT 東西の番号案内(104)が可能になります。

6.7 TDIS へ登録したお客様の番号情報等は、NTT 東西以外の電話帳発行会社等も利用します。

6.8 番号ポータビリティサービス、電話番号帳・番号案内(TDIS 登録)は、当社が取り扱います。

6.9 ハイブリッドクラウドPBXはひかり電話オフィスAご利用のOABJ番号は、ひかり電話ご契約先に申し出させていただきます。

7. サービス品質について

7.1 IP電話プラットフォームサービス等 をご利用の場合、お客様の利用環境、サービス利用回線、インターネットの利用形態(インターネットはエンド・エンドで品質の保証ができないベスト・エフォートサービスです。)等により、サービス品質が変動する場合があります。

7.2 IP電話プラットフォームサービス等 が提供する OABJ番号をご利用の場合、一般アナログ電話と同等の通話品質を維持するように努めます。なお、お客様の利用環境等により、サービス品質が変動する場合があります。

7.3 携帯通信事業者の提供するデータ通信サービスや無線 LAN 等、無線回線を介して IP電話プラットフォーム

ームサービス等 をご利用の場合、お客様の通信回線の利用状況により通話品質が低下する場合、またご利用できない場合があります。

7.4 サービス利用回線が全く利用できない場合(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の場合も含みます。)には、そのサービス利用回線からの通信ができなくなります。

また、ご利用いただけない場合においても通話料が発生する場合があります。

8. 接続情報について

8.1 IP電話プラットフォームサービス等 のご利用に応じ、ユーザーアカウント、SIP アカウント、パスワード等 IP電話プラットフォームサービス等 のご利用に必要な接続情報を当社より提供する端末等には、予め必要な接続情報を設定し提供いたします。

8.2 接続情報は、端末の紛失や接続情報の漏洩等により不正利用や詐欺等の不法行為に利用されないよう、お客様の責任により厳重な管理の上、お取り扱いください。

8.3 接続情報または接続情報の設定してある端末を他人に使用させ、他人と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与させてはなりません。

8.4 端末の紛失、接続情報の使用上の過誤、漏洩または他人による無断使用等によりお客様が被る損害については、利用者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切の責を負いません。お客様に提供した接続情報によって IP電話プラットフォームサービス等 がご利用された場合、お客様以外のご利用であっても、お客様自身のご利用とみなします。

8.5 端末を含む接続情報のお取り扱いによって、お客様以外に損害を与えた場合、お客様の責任と費用で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。

9. ご利用のルーターおよび端末について

9.1 IP電話プラットフォームサービス等 利用回線に直接接続するルーター(VoIPアダプター機能付ルーター、VoIPアダプター機能付ルーター内蔵型IP電話端末を含みます。)、OABJ-IP番号でご利用のIP電話端末(VoIP アダプター、ソフトフォン端末を含みます。)は、技術基準適合認定品の使用に限ります。

※フルクラウド PBX は、ネットワーク構成が IPv4接続となり、ルーター割当てIPと DHCP 有効とそのレンジは初期値から変更することはできません。

※お客様先の停電時には「クラウド PBX エリア」及び「エリアひかり電話」サービスの一部または、ご利用環境により大部分が利用できない場合があります。

9.2 IP電話プラットフォームサービス等 が提供するルーターおよび端末には、無線 LAN やBluetooth

等を利用している機器があります。これら無線機器の設置環境によっては、通信ができなかったり、通信速度が遅くなる等の影響があります。また他の電子機器の動作に影響することがあります。

9.3 お客様がご用意したルーター並びにIP電話端末等のご利用は、IP電話プラットフォームサービス等で検証済みの機器以外、禁止させていただきます。未検証機器の利用をご要望の場合は、事前にご相談願います。

10. ソフトフォンのご利用について

10.1 ソフトフォンを IP電話プラットフォームサービス等 の端末として利用するには、ソフトフォンをスマートフォンや PC 等へインストールし、SIPアカウント等の接続情報を設定する必要があります。ご利用されるソフトフォンやインストールする機器(端末)、あるいはサービス利用回線等によって、利用が出来なかったり、お客様の期待通りの品質の確保ができないことがあります。お客様の自己責任でご利用ください。

10.2 携帯通信事業者の提供するデータ通信サービスを介してご利用の場合、回線の帯域が制限されるため、ご利用可能な音声コーデック(音声をアナログ/デジタル変換する装置)の仕様により、音声品質の劣化が生じます。

10.3 無線LAN WiFiアクセスポイントを介してのご利用の場合、接続先ルーターのセキュリティ設定により片通話や着信できない等、お客様の期待通りの品質の確保ができないことがあります。お客様の自己責任でご利用ください。

※携帯通信事業者の提供するデータ通信サービスや、無線 LAN WiFi アクセスポイントは音声通話に最適化された通信方式ではないため、100%の発着信率、音声品質を保証するものではありません。

11. FAX のご利用について

11.1 IP電話プラットフォームサービス等 をご利用の場合、G3FAX のご利用が可能ですが、環境条件等により伝送品質が保てない場合があります。

クラウド FAX 転送サービスの利用を推奨致します。クラウド FAX 転送サービスは同一局番の FAX 転送用途以外にはご利用いただけません。

11.2 G3FAX によるご利用であっても、通信相手側のターミナルアダプタなどの設定によっては、FAX 送信ができない場合があります。

11.3 IP電話プラットフォームサービス等 が提供するATA(アナログ電話接続機器)を介し G3FAX をご利用いただく場合、ATAの故障等の切り分けは行ないますが FAX通信についての対応は行ないま

せん。

11.4 FAX機器の設定変更・調整(エコー設定、レベル調整等)によって問題を解決できることがあります。
お客様から、FAX機保守会社様へ調査・設定変更等をご依頼ください。

12. IP電話プラットフォームサービス等 障害時の対応について

12.1 当社は、IP電話プラットフォームサービス等 の安定的なサービス提供のため保守運用に努めますが、重大な障害等が発生した場合には、ホームページ上で障害の発生状況、回復状況等についてご案内いたします。当社からお客様への個別連絡はいたしかねます。

12.2 IP電話プラットフォームサービス等 を提供している設備や回線等に不具合が生じ、回復に相応の時間がかかると当社が判断した場合、緊急転送措置をとることがあります。予め緊急時転送サービスのお申込をいただいたお客様への着信呼をお客様の指定された電話へ転送いたします。障害箇所等によっては、緊急転送ができないことがあります。

12.3 当社がお客様に提供し、または運用している回線、設備、端末等以外に、お客様環境(停電等を含め)に起因する不具合や、お客様がご用意いただいた、サービス利用回線やインターネット接続サービスに不具合があった場合にもIP電話プラットフォームサービス等 の中断が生じます。これらの不具合については、お客様の責任で問題の解決をお願いします。

12.4 お客様から障害のご連絡を頂いた場合、原因の特定を行なうため、当社より、お客様社内のネットワークおよび障害状況のヒアリング、ネットワーク機器・端末の電源の入れ直し、お客様社内ネットワークの設定変更、端末の交換、確認試験等をお願いすることがあります。

12.5 IP電話プラットフォームサービス等 はセンターにて一括運用管理させていただいており、お客様宅への障害対応は原則行なっていません。お客様のご要望があった場合で、当社が必要と判断した場合、お客様宅への駆けつけ保守を行なうことがあります。この場合、原因の如何に係わらず、また障害が解決しなかった場合でも駆けつけ保守費用を請求させていただきます。保守契約を予めご契約いただいている場合は、その契約内容が優先されます。

12.6 第三者からの悪意ある攻撃、不正利用によりIP電話プラットフォームサービス等 が影響を受け、発生したトラブルに対して当社は責任を負いかねます。

13. サービスの中止について

13.1 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときには、IP電話プラットフォームサービス等 、エリアISP接続サービス、その他サービスの提供を中止することがあります。

13.2 やむを得ずサービスの中止を行う場合、ホームページ上にその内容をお知らせいたします。当社からお客様への個別連絡はいたしかねます。

13.3 お客様による行為が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、サービスの提供を中止することができるものとします。本項に基づき当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について当社に故意または重過失が存する場合を除き、責任を負いません。

- (1) 当社、又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、プライバシーの権利、名誉・信用、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
- (2) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗その他法令の規定に反する行為
- (3) 当社または第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 当社または第三者に経済的損害を与える行為
- (5) 当社のソフトウェアの複製、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これに類する行為
- (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) その他当社が不適切と判断する行為

14. 反社会的勢力の排除について

14.1 お客様は、自己、自己の経営を実質的に支配する者、またはその販売・媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)ではないこと、および過去においても反社会的勢力でなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

14.2 当社は、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本サービス契約を即時に解約できるものとし、当社は、これによるお客様の損害を賠償する責を負わないものとします。

15. サービス料金について

15.1 IP電話プラットフォームサービス等に係わる料金(エリアISP接続サービス料金、機器代金等を含む)を「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」料金表に示します。なお、海外への通話料金は、ホームページ上に示します。料金は、予告なく変更することがあります。

15.2 新規お申込みの場合、申込日の属する月の月額基本料金、月額追加番号等、月額固定費用とその初期費用が発生し、日割り計算は致しません。

16. 料金のお支払いについて

16.1 IP電話プラットフォームサービス等のご利用料金は、当社の定めた期日までに当社が指定する金融機関等へお支払い下さい。

16.2 口座引落しの利用をご希望の場合には、お申込後手続きが完了するまでの間は、銀行振込にてお支払いをお願いいたします。

16.3 IP電話プラットフォームサービス等の料金等について、支払い期日を経過し、催告したにもかかわらずお支払いがないとき等については、契約約款に従い、サービスの一時停止ならびに契約を解除することがあります。

16.4 0120サービスのお支払いは、前払いでのお取扱いとなる場合があります。

17. 解約時の制限および費用負担について

17.1 0120サービスの最低利用期間は6ヶ月です。最低利用期間に満たない場合、残余の料金のお支払いを解約時に請求させていただきます。

17.2 当社がお客様にレンタルした機器の返却に要する費用(送料等)は、お客様負担になります。

17.3 番号ポータビリティをご利用のお客様は、解約時に解約料金が発生します。

その他の解約時に解約料金が発生するアイテムは「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」料金表に示します。

17.4 解約月は、利用日の多少にかかわらず月額で定められている料金の全額をご請求いたします(日割り計算はいたしません)。

17.5 エリアISP接続サービスを解約する場合、ルーターの再起動をお願いします。ルーターの再起動が行なわれたことを確認した後、料金の停止をさせていただきます。ルーターの再起動が行なわれない場合、翌月以降も料金をご請求させていただくことがあります。

18. 機器の保証について

18.1 当社が販売したネットワーク機器・端末のAC電源アダプター等の消耗品、リユース品を除き、保証期間は1年です。お客様による正常な使用において保証期間内に故障した場合には、無料で修理または同等品と交換をさせていただきます。なお、故障機器の当社までの送料は、お客様負担とさせていただきます。

きます。

保守契約を予めご契約いただいている場合は、その契約内容が優先されます。

18.2 保証期間内でも使用上の誤り、取扱説明書に記載された安全上のご注意等を守られない場合の故障や損傷、外的要因(落下、衝撃・圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など)により生じた故障や損傷、火災、天変地変(地震、風水害、落雷等)、塩害、ガス害、虫害、公害、異常電圧などによる故障や損傷等により故障した場合は、実費を請求させていただきます。

18.3 この保証は、日本国内の利用においてのみ有効です。また、最初の購入にのみ適用され、以降の転売、譲渡には適用されません。

18.4 個人情報等の取扱いについて当社は、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき作成した「個人情報の取扱いに関する方針」をプライバシーポリシーとして定め、ホームページ上に公表しております。

18.5 IP電話プラットフォームサービス等 をご利用のお客様に係わる情報につきましては、当社が定めるプライバシーポリシーに基づき、当社が、IP電話プラットフォームサービス等 提供に係わる取扱い業務、課金計算に係わる業務、料金計算に係わる業務、市場調査および分析、商品・サービス・キャンペーンの案内、通信事業者との相互接続に必要な業務または業務遂行のために利用することがあります。

以上

第 1 条(約款の適用)

IP電話プラットフォームサービス事務局(以下「当社」)は、当社の提供するインターネット接続サービス「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」インターネット接続サービス(以下、「エリアISP接続サービス」といいます。)に関し、エリアISP接続サービス を利用する者(以下、「契約者」といいます。)に対し、以下の通り約款(以下、「エリアIPS接続約款」といいます。)を定め、これによりエリアISP接続サービスを提供します。

2 エリアIPS接続約款 において、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」サービス重要事項説明書の規定を準用するものとする。ただし、エリアIPS接続約款 と「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款の記載内容が異なる場合、「クラウドPBXエリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款の記載が優先するものとする。

第 2 条(約款の変更)

当社は、このエリアIPS接続約款 を変更することがあります。エリアIPS接続約款 が変更された後のエリアISP接続サービス に係る料金その他の提供条件は、変更後のエリアIPS接続約款 によります。

第 3 条(最低利用期間)

エリアISP接続サービス に係るエリアIPS接続約款 における最低利用期間は 1ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

第 4 条(用語の定義)

エリアIPS接続約款 においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IPv4	Internet Protocol version 4の略称で、現在インターネットで最も利用されているIPアドレスとなります。 また、IPv4の後継としては、IPv6(Internet Protocol version 6)があります。 エリアISP接続サービスでは、IPv4アドレスをお客様に割り当てます。
NTT NGN	NTT東西が提供する都道府県単位のバックボーンネットワークで、お客様のアクセス回線とISP(インターネットサービスプロバイダ)の中継網として使用されます。
アクセス回線	NTT東西が提供するフレッツ 光ネクストの回線を指します。

	エリアISP接続サービスでは、利用資格にアクセス回線を別途ご契約いただきます。
動的IP	動的で1個の利用可能なIPv4アドレスを割り当てます。一度切断し、再接続した場合は別のIPv4アドレスが割り当てられるとお考えください。(必ずしも違うIPv4アドレスが割り当てられることを保証するものではありません)
固定IP	固定で1個の利用可能なIPv4アドレスを割り当てます。

第 5 条(IP アドレスの特定)

エリアISP接続サービス において使用できるIPアドレスは、IPv4アドレスとします。

2 契約者は、エリアISP接続サービス において、当該サービスに関し使用するIPアドレスを(IPv4アドレス)を指定するものとします。

3 契約者は、前項に基づき指定した以外のIPアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。

第 6 条(利用資格)

エリアISP接続サービス を利用するには、NTT東日本／西日本が提供するフレッツ光ネクスト回線の契約者である必要があります。

2 対応アクセス回線

フレッツ回線のタイプ	インターネット接続タイプ
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	ファミリー・マンションタイプ
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	
フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ	
フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ	
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ	
フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ	

隼	
フレッツ 光ネクスト オフィスタイプ	

※フレッツ 光クロスタイプには対応していません。

3 エリアISP接続サービス において、固定IPをご利用の際には、NTTの支店エリアと行政区域が異なるエリアでは、該当する行政区域のNTTのエリアを申告していただく必要があります。

参考:外部サイトのため、支店エリアを確実に指定するものではありません。

NTT東日本 行政区域が異なるエリア

(https://flets.com/misc/fletshikari/cross_area.html)

NTT西日本 行政区域が異なるエリア

(<https://www.isdn-info.co.jp/campaign/hikari/west/kenkyou.html>)

※申告いただくご利用の行政区域にて、NTTの支店エリアが異なっていた場合には固定IPをご利用の際インターネット接続が出来ないことから、開通することが出来ません。

第 7 条(品質保証)

エリアISP接続サービス においては、次の事項について品質を保証するものではありません。

2 通信速度は、ご利用のアクセス回線に依存します。フレッツ光ネクスト回線はベストエフォート型サービスであり、中継伝送網としてNTT NGNを経由しますので、速度については保証されていません。

3 インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況によって大幅に低下することがありますので、遅延時間やパケット損失率については保証されていません。

第 8 条(当社の免責)

当社は、第 9 条(利用中止等)又は前条(品質保証)によって保証の違背による返金等、エリアIPS接続約款において明示的に規定された場合を除き、契約者がエリアIPS接続約款 のサービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

第 9 条(利用中止等)

エリア ISP 接続サービス においては通信設備の保守上又はメンテナンス上やむを得ないときインターネット接続を切断させていただくことがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 エリアISP接続サービス において迷惑行為が行われたと信じるに足る合理的な理由がある場合で、サービスを停止する必要があると当社が判断するときには、本契約のサービスを停止します。

第 10 条(禁止事項)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において エリアISP接続サービス を利用すること。
- (2) 当社又はエリアISP接続サービス の信用を毀損するおそれがある態様でエリアISP接続サービス を利用すること。
- (3) エリアISP接続サービス を直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において エリアISP接続サービス を利用すること。

2 前条(禁止事項)に違反した場合にあっては、当社は、契約者 に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が エリアISP接続サービス の利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 11 条(反社会的勢力等の排除)

当社のサービスを契約する者の、自己、自己を実質的に支配する者、またはその代理・媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことおよび過去においても反社会的勢力でなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 当社のサービスを契約する者は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係を有する者(以下、「反社会的勢力等」という)と次のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 当社のサービスを契約する者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

- (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 契約者は前各項の表明、確約に反する事実が判明したとき、当社は催告を要せず即時エリア ISP 接続サービスを解除することができる。

5. 前項によりエリア ISP 接続サービス が解除された場合、当社はその契約者に損害が生じても一切の責任を負担しない。また、その契約者はエリア ISP 接続サービス の解除により当社が被った損害を賠償する。

第 12 条(解約の効力が生ずる日)

エリアISP接続サービス において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 5日を経過する日の月末最終日、又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日の月末最終日、のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

2 解約月は、利用日の多少にかかわらず月額で定められている料金の全額をご請求いたします(日割り計算はいたしません)。

3 エリアISP接続サービスを解約する場合、ルーターがアクセス回線から外されているか、ルーターの再起動が行なわれたことを確認した後、料金の停止をします。ルーターがアクセス回線から外されているか、ルーターの再起動が行なわれない場合、翌月以降も料金をご請求させていただく場合があります。

第 13 条(申込の拒絶)

エリアISP接続サービスの申込者が次の各号に該当する場合には、エリアISP接続サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) エリアISP接続サービス 利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
- (2) 申込に係るエリアISP接続サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (3) エリアISP接続サービスの申込者が、当該申込に係る当社への契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (4) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していた当社への契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (5) エリアISP接続サービスの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくはエリアISP接続サービスの信用を毀損する、又は、エリアISP接続サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様でエリアISP接続サービス を利用するおそれがあるとき
- (7) その他当社が不適切と認めたとき

第 14 条(契約者の名称又は住所の変更等)

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 15 条(法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとし、ます。

附 則

(実施期日)

本約款は、令和 5(2023)年8月19日より実施します。

発行元:IP 電話プラットフォームサービス事務局

住所:〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-22-17 岩波ビル4F

委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者

氏名又は名称 株式会社ラピッドテレコム

法人番号 2011001043068